

ゆうメイトの横のつながいを

交流を深め、労働条件改善に取り組もう



ゆうメイトで成り立つ 郵政事業

現在の郵政事業は、16万人以上といわれるゆうメイトによって事業の運営が成り立っていると、言っても過言ではありません。

本来、非常勤職員⇨ゆうメイトは「緊急・臨時的な必要性がある場合を想定した」雇用形態ですが、実態はまったく緊急的・臨時的なものではなく、「補助的な労働」でも決してありません。実態的には正規雇用労働者⇨本務者と同じ仕事を担っているのです。

そういう意味で「恒常的・継続的な定員不足を補うことは違法性もある」と指摘されているように、当然正規雇用⇨本務者として雇用されねばならないのです。

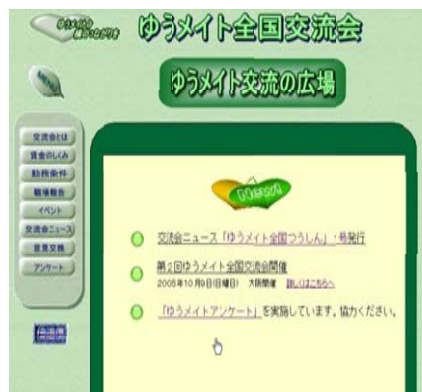
大きな不利益を強要

しかし、ゆうメイトは、身分保障を含め、大きな不利益を強要され、働いています。

賃金も、「評価制度」だけは本務者と同じように導入され、賃金の格差を強いられながら、時間給制度であり、「手取り賃金」は、正規雇用労働者と大きな差があります。また、共済組合には加入できませんし、契約勤務時間が8時間であれば退職金も出ません。

これらのように、仕事は正規雇用とほとんど変わらず、労働条件は大きな差をつけられ、郵政公社の安上がりの事業運営にとことん利用されているのが実態です。

このようなゆうメイトが置かれている現状について、ゆうメイトが中心になって意見交換を行い、労働条件や雇用条件の改善に向け交流を深めていくことを目的として昨年の11月に「ゆうメイト全国交流会」がスタートし、今年5月には「ゆうメイト全国つうしん」の1号を発行しました。



(<http://www7a.biglobe.ne.jp/~yumate/>)

さらに、ゆうメイトの意見交換を行う広場として、6月26日に「ゆうメイト全国交流会ホームページ」を開設しました。

ゆうメイトの皆さんの不満や疑問・意見、さらに、全国の職場のさまざまな取り組みなどを掲載していく予定です。

皆さんの意見などをどしどし寄せてください。

なお、「第2回ゆうメイト全国交流会」を10月9日(日)に大阪で開催します。詳しくはホームページに掲載していますので、是非参加下さい。

ゆうメイト全国交流会運営委員会

090-4033-1376 090-1673-2247